

国民保護業務計画

平成 20 年 2 月

一般社団法人 青森県エルピーガス協会

目 次

第1章 総 則	……	1
第1節 国民保護業務計画の目的	……	1
第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針	……	1
第3節 用語の定義	……	1～2
第2章 平素からの備え	……	2
第1節 活動体制の整備	……	2
第2節 関係機関との連携	……	3
第3節 LPガス消費者に対する情報提供、伝達体制の整備	……	3
第4節 管理する施設等に関する備え	……	3
第5節 LPガス輸送に関する備え	……	3
第6節 物資の備蓄	……	3
第7節 LPガス安定供給	……	3
第8節 訓練の実施	……	3
第3章 武力攻撃事態等への対処	……	4
第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対処	……	4
第2節 活動体制の確立	……	4
第3節 情報の収集及び報告	……	4～5
第4節 LPガス消費者に対する情報提供	……	5
第5節 施設の適切な管理及び安全確保	……	5
第4章 緊急事態への対処	……	5
第1節 活動体制の確立	……	5～6
第2節 応援体制の整備	……	6
第5章 武力攻撃災害の復旧に関する措置	……	6
第1節 応急の復旧	……	6
第2節 災害の復旧	……	6～7
第3節 災害時における復旧用資機材の確保	……	7
第6章 その他	……	7
第1節 本計画への準用	……	7

第1章 総 則

第1節 国民保護業務計画の目的

この目的は、武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」と言う。）の施行により青森県が定める「青森県国民保護計画」に基づき、青森県から指定を受けた指定地方公共機関として、一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下LPガス協会という。）の業務に関する国民保護業務計画を作成し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための情報の収集・伝達、応急復旧等に資することを目的とする。

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令（有事法制及び関係政省令等と言う。以下同じ。）、国民の保護に関する基本方針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

第3節 用語の定義

この計画における主な用語の定義は次のとおりとする。

（1）武力攻撃

わが国に対する外部からの武力攻撃を言う。武力攻撃を加えてくる主体としては国だけでなく、国に準じる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短、攻撃の行われる地域、攻撃の態様等も様々である。県国民保護計画においては次の4種類が想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

（2）武力攻撃予測事態

武力攻撃に至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

（3）武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

（4）武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

(5) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接または間接に生じる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。

(6) 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することにより、国民の生命、身体及び財産を保護することが必要な事態として内閣総理大臣が認定したものをいう。

基本方針においては以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

① 攻撃対象施設による分類

- ・ 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
… 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダム破壊
- ・ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
… 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

② 攻撃手段による分類

- ・ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
… ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ・ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
… 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

(7) 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

LPガス協会は、国民保護を的確かつ迅速に実施するため、協会員との連絡調整組織として、正・副会長及び専務理事（事務局長）で組織する国民保護連絡調整会議（以下「連絡調整会議」と言う。）を設置する。

第2節 関係機関との連携

平素から、県、市町村、関係機関、及びLPガス関係団体との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 LPガス消費者に対する情報提供、伝達体制の整備

管理するLPガス設備の被災の状況、国民保護措置の実施状況、供給物資の情報を迅速に収集・集約できるよう、LPガス協会に組織される各地区支部との緊急連絡網を定める。また、消費者に対する被害発生情報、復旧情報についての伝達について、連絡ルートの多重化、LPガス協会会員相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

第4節 管理する施設等に関する備え

LPガス協会は、傘下LPガス販売店、LPガス充填所等の施設について、武力攻撃事態等による被害が発生した場合、被害の軽減、二次災害防止のための措置を講じるため会員相互の応援体制の整備に努めるものとする。

第5節 LPガス輸送に関する備え

国民保護措置のための緊急用物資としてのLPガス運送手段の確保については、県内各地の運送事業者と連携し、運送手段、運送ルートの確保のため、協力体制の構築に努めるものとする。

第6節 物資の備蓄

国民保護措置のための緊急用物資及び資機材の備蓄については、供給要請先と連携を取り、備蓄数量等の確実な把握に努めるものとする。

第7節 LPガス安定供給

国民保護措置のための緊急用燃料供給の安定を図るため、LPガス協会はLPガス卸事業者（LPガス充填所）との協力、連携を図るものとする。

第8節 訓練の実施

県及び市町村が実施する国民保護措置についての訓練について、LPガス協会及びLPガス協会各支部においては積極的に参加するよう努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対処

武力攻撃事態等対策本部等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、青森県に青森県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

LPガス協会は、県知事から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、LPガス協会各支部に迅速にその旨を周知するものとする。

第2節 活動体制の確立

（1）LPガス協会国民保護措置対策本部の設置等

① LPガス協会国民保護措置対策本部

- ・ 県対策本部が設置された場合には、必要に応じてLPガス協会国民保護措置対策本部（以下「LPガス協会対策本部」という。）を設置する。
- ・ LPガス協会対策本部は、県及び市町村から国民保護措置の実施に関する要請の調整、情報の収集、集約、連絡及びLPガス協会各支部との情報共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- ・ LPガス協会対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行うものとする。
- ・ この計画に定めるもののほか、LPガス協会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

② LPガス協会各支部国民保護措置対策本部

- ・ LPガス協会各支部は、LPガス協会対策本部が設置された場合には、必要に応じ、LPガス協会対策本部に準じた組織（以下「支部対策本部」という。）を設置するものとする。
- ・ LPガス協会各支部は、支部対策本部を設置したときは、LPガス協会対策本部に連絡をするものとする。

（2）緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ関係職員の緊急参集を行うものとする。

第3節 情報の収集及び報告

① 情報収集及び報告

- ・ 管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力

攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、L P ガス協会対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ青森県に報告するものとする。

- ・ L P ガス協会対策本部は、県対策本部より武力攻撃等の状況や国民保護措置を実施するのに当たり、必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、支部対策本部との情報の共有を行うものとする。

② 通信体制の確保

- ・ 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。
- ・ 通信手段の確認は各支部対策本部相互間、及びL P ガス協会対策本部との間の通信について確認するものとする。

第4節 L P ガス消費者に対する情報提供

L P ガス協会対策本部は、県及び市町村から武力攻撃等に関する情報を得た場合は、必要に応じ支部対策本部を通じ、地域におけるL P ガス消費者に対して被災の状況、その他安全に関する情報の提供を行うものとする。

第5節 施設の適切な管理及び安全確保

県からの指導等によりL P ガス協会会員が管理するL P ガス充填所については、安全の確保に十分配慮の上、巡回、警備員配置の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 緊急事態への対処

第1節 活動体制の確立

(1) L P ガス協会緊急対処事態対策本部の設置

- ・ 青森県緊急対処事態対策本部（以下「県緊急対処事態対策本部」という。）が設置された場合には、被災状況に応じて、L P ガス協会緊急対処事態対策本部（以下「L P ガス協会緊急対処事態対策本部」という。）を設置するものとする。
- ・ L P ガス協会緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
- ・ L P ガス協会緊急対処事態対策本部を設置したときは、県緊急対処事態対策本部にその旨を連絡するものとする。

(2) LPガス協会各支部緊急対処事態対策本部の設置

- ・ LPガス協会各支部は、LPガス協会緊急対処事態対策本部が設置された場合には、必要に応じLPガス協会各支部緊急対処事態対策本部を設置するものとする。
- ・ LPガス協会各支部は、LPガス協会各支部緊急対処事態対策本部を設置したときは、その旨をLPガス協会緊急対処事態対策本部に報告するものである。

第2節 応援体制の整備

(1) 応援隊の組織

LPガス協会各支部会員の中から会員数に応じた人員、及び必要に応じてLPガス協会緊急対処事態対策本部の協力を得て、応援隊を編成する。

(2) 応援隊の出動

被害状況に応じて、LPガス協会緊急対処事態対策本部との打合せにより、応援復旧活動を行う。

第5章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1節 応急の復旧

- ・ 支部対策本部は武力攻撃災害が発生した場合、LPガス設備の緊急点検を実施し被害状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。
- ・ 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努めるものとする。
- ・ 復旧にあたっては、支部対策本部相互間の連絡調整に努めるものとする。
- ・ LPガス協会対策本部は、支部対策本部からの報告を受け、必要に応じ被災情報及び応急の復旧の実施状況を青森県に報告するものとする。

第2節 災害の復旧

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を行い正確な情報を収集し、次により復旧計画を策定する。

- ・ 復旧の地域、箇所
- ・ 復旧手順及び方法
- ・ 復旧要員の動員及び配置計画
- ・ 復旧用資機材の調達

- ・ 復旧作業の日程
 - ・ その他必要な対策
- (2) 重要施設の最優先復旧計画

被害が甚大な場合には、病院、避難所等を優先的に復旧するよう計画立案する。

第3節 災害時における復旧用資機材の確保

L P ガス協会緊急対処事態対策本部は復旧用資機材の在庫量について、調達が必要とされる資機材及びL P ガスについては、各支部対策本部との連携をとり、次の方法等により資機材の確保を行うものとする。

- ・ 取引先、メーカー等からの調達
- ・ 卸売り事業者、配送事業者からの応援
- ・ 被害地域以外の販売事業者からの融通

第6章 その他

第1節 本計画への準用

この計画に定めるL P ガス協会対策本部組織及び運営、連絡体制、応援隊の編成、復旧活動等に関する事項については、「青森県における大規模災害時のL P ガス緊急応援体制要綱（災害対策マニュアル）」に準ずるものとする。

- 附則
- 1 平成20年2月15日の常任理事会で承認。(制定)
 - 2 平成25年4月1日一般社団法人への移行登記完了。